

チャレンジ就労体験事業業務委託提案に係る選定基準

評価項目及び評価の観点		
1 方針及び基本的な考え方(配点 30点)		
<p>生活保護受給者等に対する就労準備支援の重要性及び本業務の目的を十分に理解しているか。</p> <p>提案内容は、具体的かつ明確に記載されているか。また、資料は見やすく分かりやすい表記となっているか。</p> <p>提案内容は、客観的な根拠に裏付けされた実現可能なものとなっているか。</p>		
2 実施内容(配点 60点)		
(1) 計画	<p>支援業務のうち、支援対象者の就労への関心を高めるための動機付け及び安定した就労体験の継続に向けた手法が示され、効果が期待できるものとなっているか。</p> <p>支援業務のうち、支援対象者と体験先との連絡調整や就労体験終了後のフォローアップについて手法が示され、効果が期待できるものとなっているか。</p> <p>就労体験先開拓業務について、多種多様な職種の体験先を提供できるか。（1職種につき3件以上ある職種のみカウント可能とする。例：事務的職業2件、サービスの職業3件、生産工程職業10件の場合は2職種とカウント。）※第5回改訂厚生労働省編職業分類（大分類項目）による。</p> <p>就労体験先開拓業務について、支援対象者の就労に対する関心を高めるため、数多くの体験先を提供できるか。</p>	
	<p>本業務を円滑に運用するための十分な体制が確保されているか。</p>	
	<p>管理責任者及び従事職員は、十分な知識及び能力を保有しているか。</p>	
	<p>履行期間中の研修について、効果的なものとなっているか。</p>	
3 個人情報等の保護について(配点 20点)		
	<p>本業務において保護すべき情報及びその根拠が適切に理解され、個人情報保護の徹底ができるか。</p>	
	<p>情報漏えいや目的外使用等の問題が発生した場合、速やかな対応と解決のための適切な対応策が示されているか。</p>	
4 業務実績(配点 10点)		
	<p>令和5年4月1日以降における同種業務の実績があるか。</p>	
	<p>本事業（支援対象者数200名）と同規模又は支援者数の最も多い委託業務について、内容・体制が優れ、効果があげられているか。</p>	
5 独自提案(配点 20点)		
	<p>事業者独自の提案内容について、有効かつ実行可能なものか。</p>	
	<p>業務内容の改善及び更なる効率的運用が期待できるか。</p>	
6 費用見積額(配点 15点)		
	<p>委託業務の見積り価格は、企画提案書の内容に照らして適正か。（見積額が低価格の者から高順位とし、高順位の者から高得点を配点、6位以下の者は全者0点とする。）</p>	
	<p>京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業であるか。また、SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定、KESの認証を取得しているか。</p>	
7 その他(配点 5点)		
	<p>京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業であるか。また、SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定、KESの認証を取得しているか。</p>	
	<p>合計 160点(項目:1+2+3+4+5+6+7) ※最低選定基準点は、80点とし、当該基準を上回った者の中から選定する</p>	